

2023静岡県 世界に誇る富士山の自然を守り、快適な富士登山のために。

富士山マイカー規制

期間中は五合目にマイカーで乗り入れできません。

有料シャトルバスまたは有料シャトルタクシーをご利用ください。



悪天候により通行止めになる場合があります。

富士宮口(富士山スカイライン)

規制実施期間 <連続63日間>

7月10日(月) 9:00～9月10日(日) 18:00

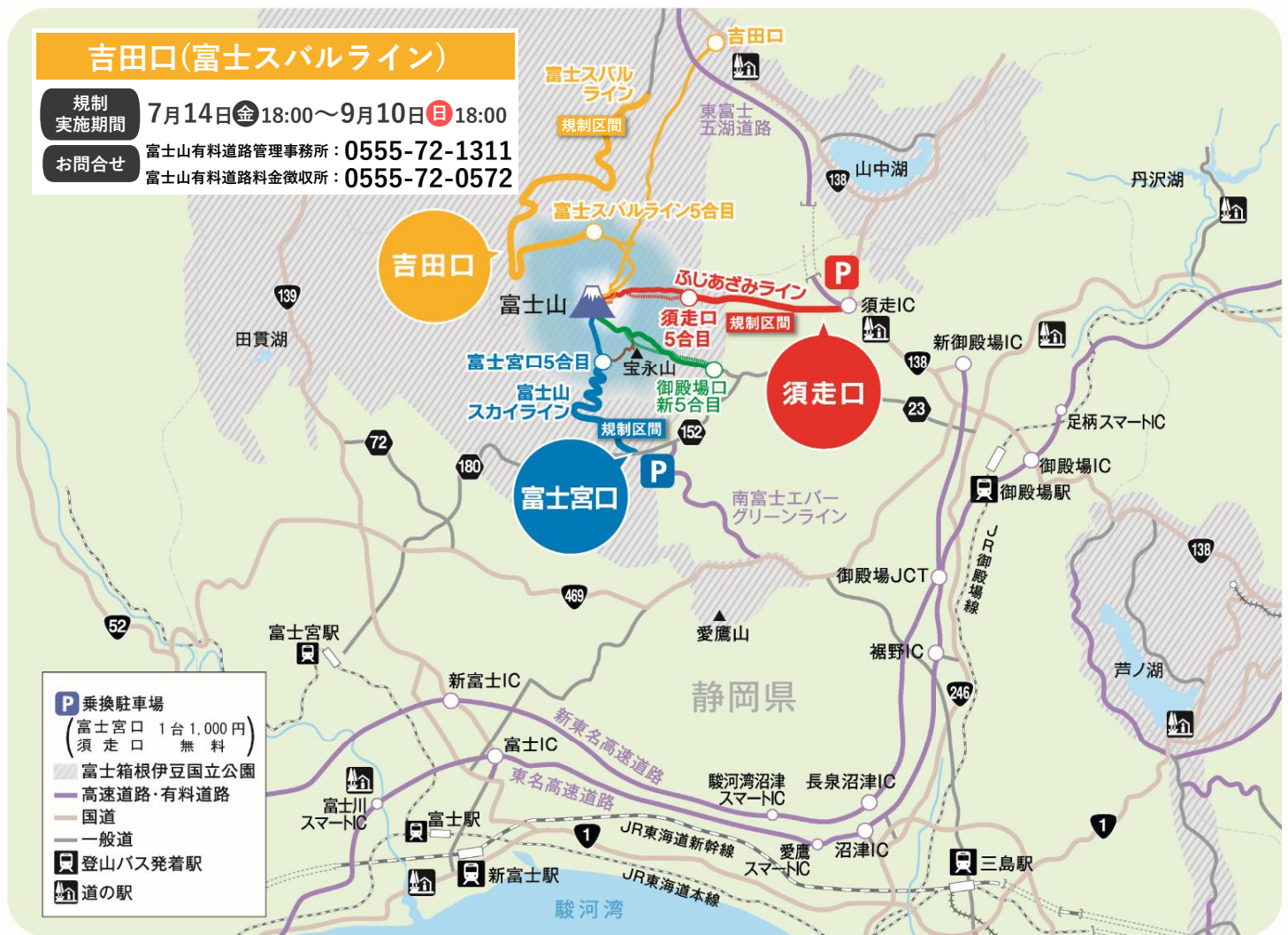
お問合せ
富士宮市観光課 : 0544-22-1155
静岡県道路企画課 : 054-221-3359

須走口(ふじあざみライン)

規制実施期間 <合計51日間>

7月14日(金) 12:00～8月27日(日) 12:00
9月1日(金) 12:00～9月3日(日) 12:00
9月8日(金) 12:00～9月10日(日) 12:00

お問合せ 小山町観光スポーツ交流課 : 0550-76-6114



富士山富士宮口適正利用推進協議会

富士山須走口適正利用推進協議会

富士山ナビ (富士山全般について) 0544-21-3220

ゆとりある無理のないスケジュールで楽しく安全な登山を!
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/doro/fujisandoro/1029179.html>

静岡県富士山マイカー規制 検索



緊急時の救助要請は、110番 (警察)、119番 (消防) へ!



富士宮口 富士山スカイライン



シャトルバスの運行について

■利用料金

片道 / **1,320円** (小人660円)※ 往復割引 / **2,200円** (小人1,100円)

※運賃改定が認可となった場合

■通行時間 (規制期間中運行) ※乗客数に応じて増便します

	始発	最終	運行時間	所要時間
登山 水ヶ塚 ▶ 5合目	6:00	18:00	60分間隔	約35分
下山 5合目 ▶ 水ヶ塚	7:00	19:00	60分間隔	約35分

■お問合せ 富士急静岡バス(株) : 0545-71-2495 (営業時間 10:00~14:00)

富士急静岡バスHP



シャトルタクシーの運行について

■運行時間 18:00~翌日6:00まで ※左記を除く時間帯については各タクシー会社の判断で運行しており、(天候等により運転を中止する場合があります)

■タクシー運賃目安

普通車 (乗客4人) / **4,740円**※ 所要時間 (片道) / 約30分

※夜 (22:00~5:00) は上記運賃の2割増になります
※運賃改定が認可となった場合、運賃が変更になることがあります

■お問合せ 静岡県タクシー協会 HP (URL : <https://www.shizuoka-taxi.jp/> 富士山マイカー規制/)

静岡県タクシー協会 検索 「富士山マイカー規制」 パナー参照

タクシー協会HP



須走口 ふじあざみライン



シャトルバスの運行について

■利用料金

片道 / **1,400円** (小人700円)※ 往復割引 / **2,100円** (小人1,050円)

※運賃改定が認可となった場合

■通行時間 (規制期間中運行) ※乗客数に応じて増便します。

	始発		最終	運行時間	所要時間
登山 乗換駐車場 ▶ 5合目	平日	土日	18:00 (8/27・9/3,10は11:00)	60分間隔 (7:00~)	約30分
	5:45 5:30 (7/14・9/1,8は12:00)				
下山 5合目 ▶ 乗換駐車場	6:20 (7/14・9/1,8は12:45)		18:45	60分間隔 (7:45~)	約30分

■お問合せ 富士急モビリティ(株) : 0550-82-1333 (営業時間 9:00~17:00)

富士急モビリティHP

運行時間等の詳細は富士急モビリティ(株)のホームページ又はお電話にてご確認ください



シャトルタクシーの運行について

■運行時間 規制期間中24時間 ※各タクシー会社の判断で運行しております (天候等により運転を中止する場合があります)

■タクシー運賃目安

普通車 (乗客4人) / **3,660円**※ 所要時間 (片道) / 約20分

※夜 (22:00~5:00) は上記運賃の2割増になります
※運賃改定が認可となった場合、運賃が変更になることがあります

■お問合せ 静岡県タクシー協会 御殿場支部
0550-82-1234 (御殿場タクシー)
0550-70-3130 (富士急静岡タクシー)
0550-82-2782 (光タクシー)
0550-82-2740 (こだまタクシー)

通行できる車両

- ・緑ナンバーのバス、タクシー、自転車、下山車両、協議会が交付した確認証を携行する車両
- ・身体障がい者等乗車車両 ※対象者については、静岡県のホームページをご確認ください。